

V. 特定荷主の対応

物流効率化法への対応の見取り図



全ての荷主等

努力義務への対応

- ・運送委託／貨物受渡受渡しのパターンを把握 →補足 1
- ・各施設／運行における判断基準の取組状況を整理 →チェックリスト
- ・物流改善に向けた責任者等の体制を構築し、取組

調査・公表

- ・荷主の取組状況について、物流事業者アンケートし公表（2025年秋以降）

取扱貨物重量の把握

- ・事業者（法人番号）ごとに、第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者等としての年度の取扱貨物重量をそれぞれ算定 →補足 2・3

届出・指定

- ・第一種荷主、第二種荷主等として前年度の取扱貨物重量が基準重量（荷主は9万トン）を超える場合は、荷主事業所管大臣への届出を行い、特定事業者の指定を受ける（5月末×・1回のみ）

様式第1・2

物流統括管理者の選任

- ・特定事業者の指定を受けた後、すみやかに物流統括管理者を選任し、届出 →補足 4
- ・事業者ごとに選任するが、特定の人物が複数事業者の物流統括管理者を兼任することは可能

様式第4

中長期計画の策定

- ・運送委託／貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討 →補足 5
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末×・5年ごと7月末×）

様式第3

定期報告の提出

- ・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を見える化し、関係者の連携を促す（2027年以降毎年度7月末×）

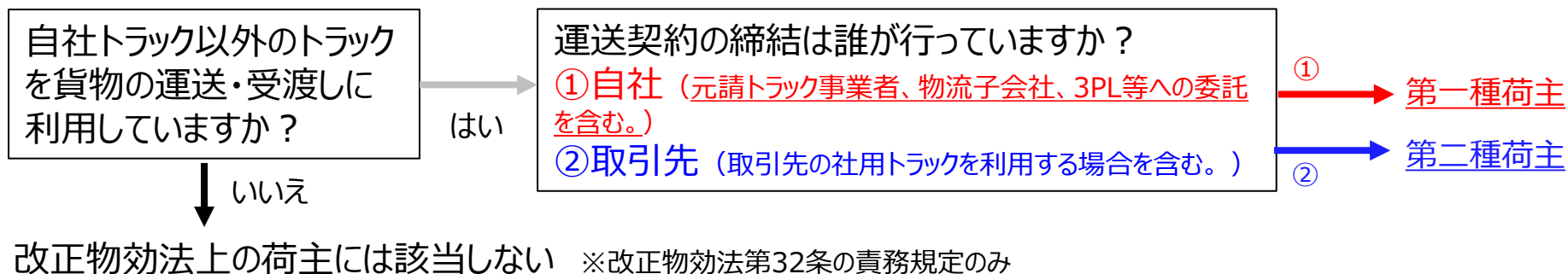
様式第5

評価・公表

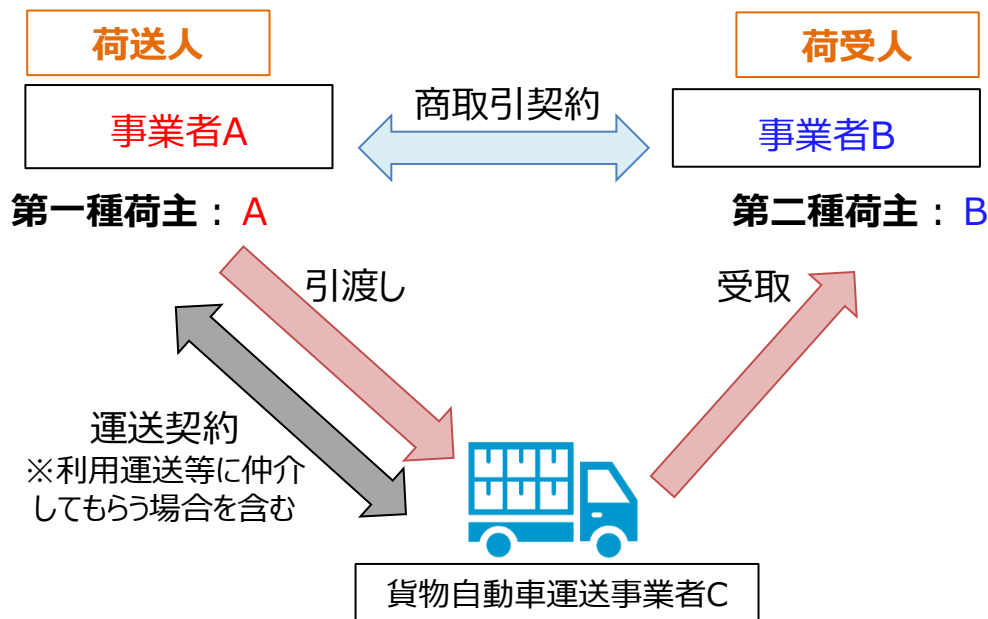
- ・定期報告や希望する荷主の報告を評価し、優良事業者を公表（2027年度以降）

特定事業者

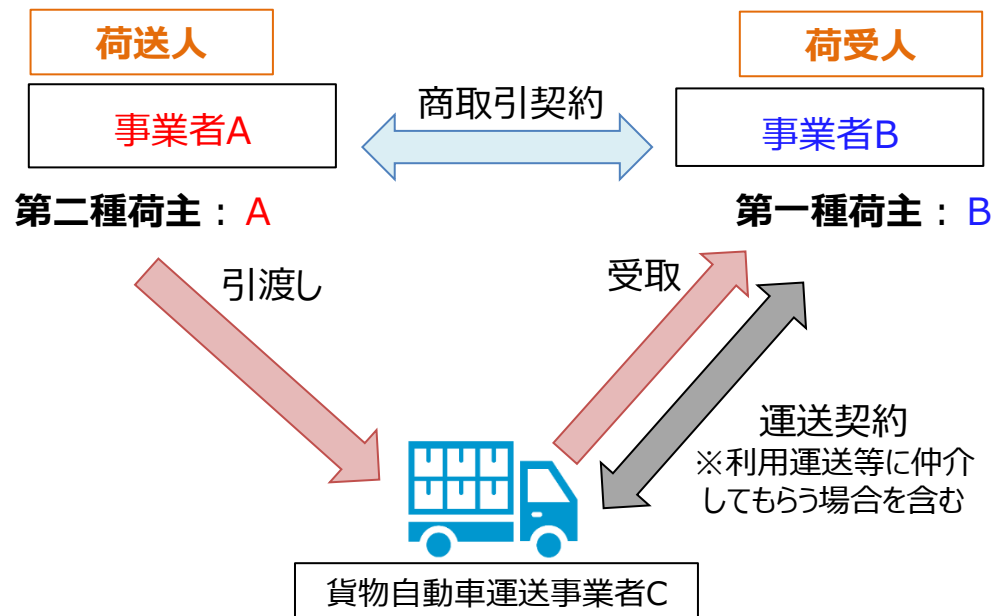
(補足3) 第一種荷主と第二種荷主



例1) 通常物流



例2) 引取物流



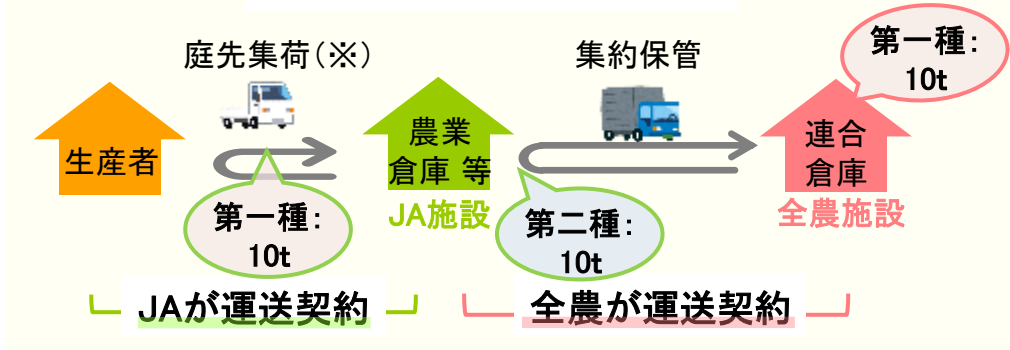
その他「物流パターンごとの荷主の考え方」はこちら
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/links/>



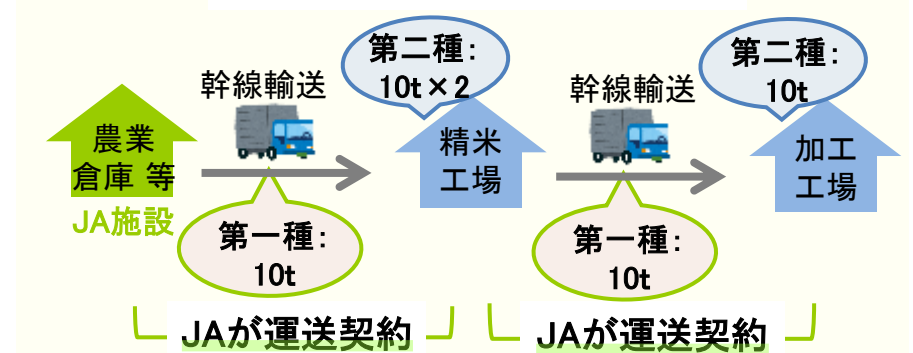
(補足3) 農業分野で想定される運送



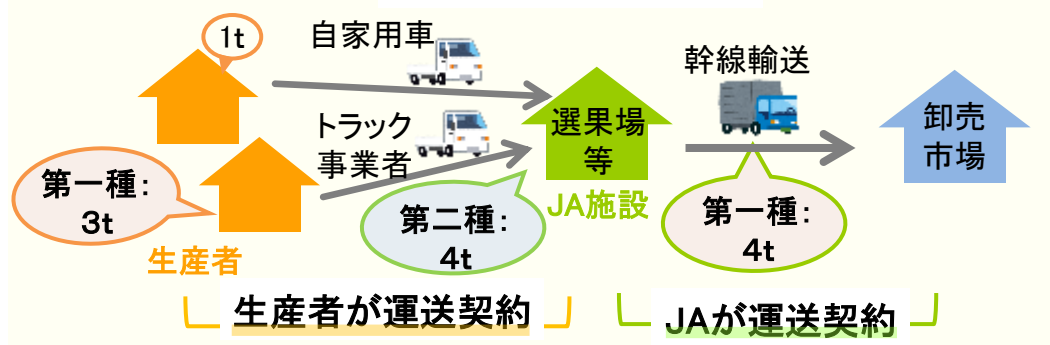
玄米の物流例(全農経由)



米の物流例(JA直接契約)



青果物の物流例

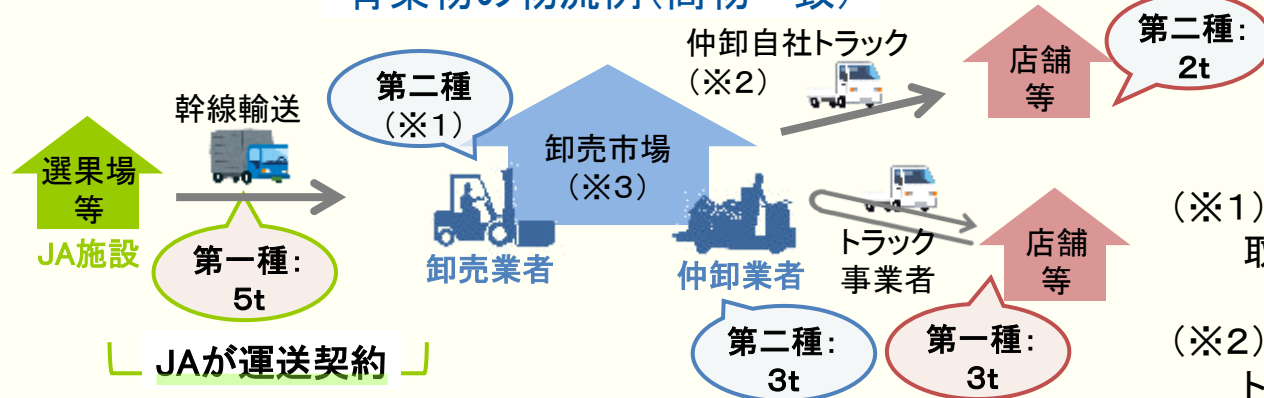


(※)JAが自社トラックで集荷する場合は、当該JAは第一種荷主にも第二種荷主にもならない。

(補足3) 農業分野で想定される運送



青果物の物流例(商物一致)



(※1) 日時指定できない貨物の受渡し重量は、取扱貨物重量に含めない。

(※2) 仲卸が自社トラックで持ち込む場合、トラック事業者を使わないので、仲卸は第一種荷主にならない。

(※3) 原則、市場開設者は自らの事業に関し貨物の受渡しを担う者ではないため、荷主にならない。

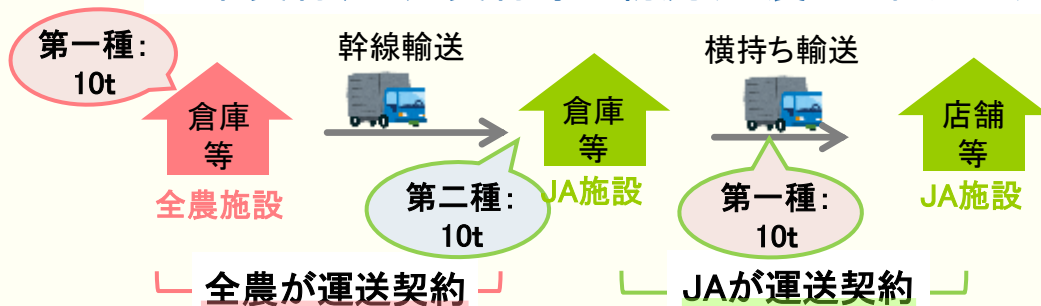
青果物の物流例(商物分離)



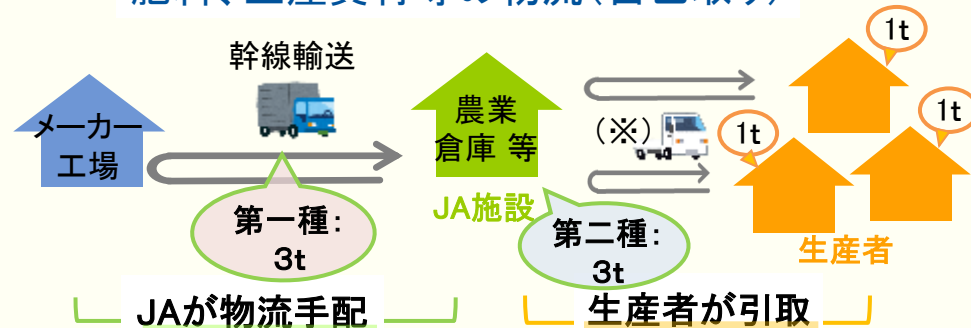
(補足3) 農業分野で想定される運送



----- 生活資材、生産資材等の物流(全農から仕入れ) -----

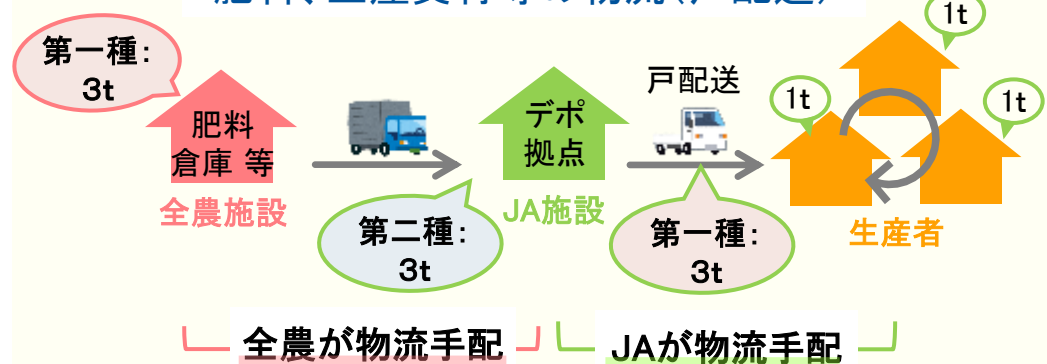


----- 肥料、生産資材等の物流(自己取り) -----



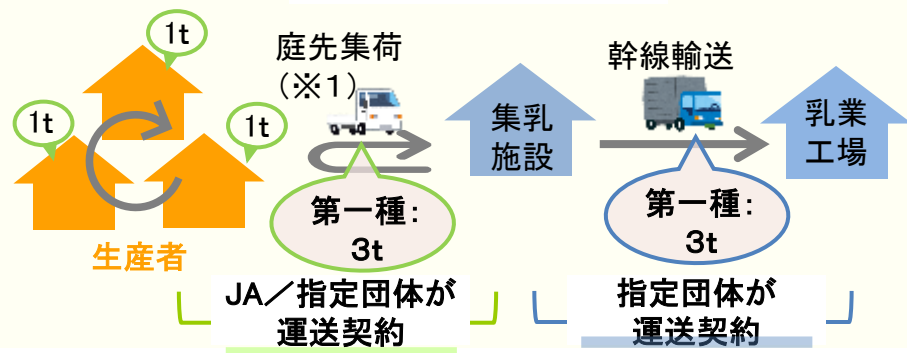
(※) 生産者が自家用トラックで引き取る場合、生産者は第一種荷主にも第二種荷主にもならない。

----- 肥料、生産資材等の物流(戸配送) -----

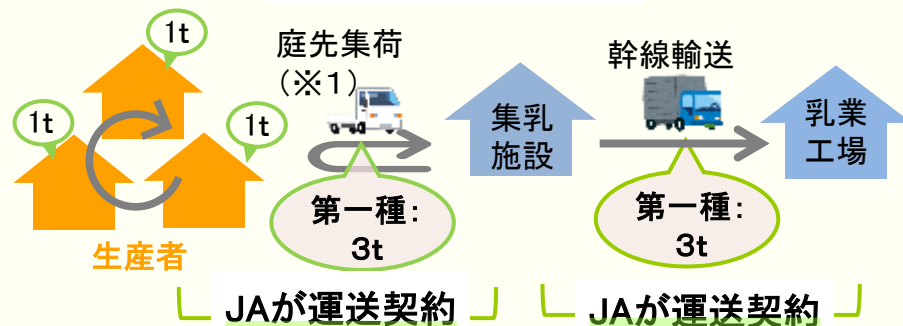


(補足3) 農業分野で想定される運送

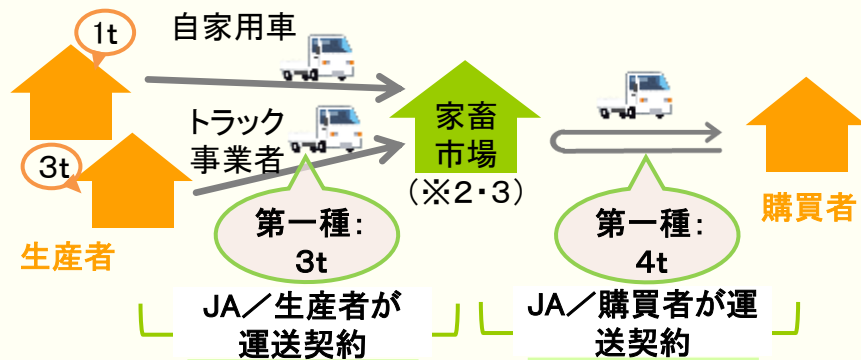
生乳の物流例①



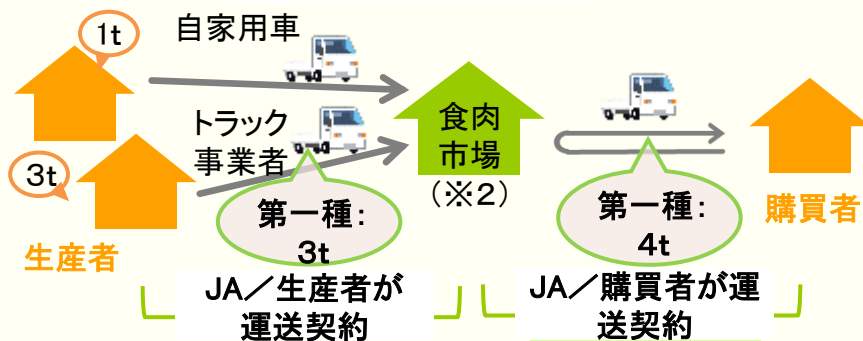
生乳の物流例②



家畜市場の物流例



食肉市場の物流例



(※1) JAが自社トラックで集荷する場合は、当該JAは第一種荷主にならない。

(※2) 原則、市場開設者は自らの事業に関し貨物の受渡しを担う者ではないため、荷主にならない。

(※3) 生産者や購買者など運送手配した者が第一種荷主であり、第二種荷主はなしとなる。

（補足 4）物流統括管理者の役割

○ 法：物流統括管理者の選任

第47条 特定荷主は、第四十五条第一項又は第五項の規定による指定を受けた後、速やかに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を統括管理する者（以下この条において「物流統括管理者」という。）を選任しなければならない。

- 一 前条の中長期的な計画の作成
 - 二 自らの事業に係る貨物の運送を行う運転者への負荷を低減し、及び輸送される物資の貨物自動車への過度の集中を是正するための事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備に関する業務
 - 三 その他運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要な業務として主務省令で定める業務
- 2 物流統括管理者は、特定荷主が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てなければならない。
- 3 特定荷主は、第一項の規定により物流統括管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その氏名及び役職を荷主事業所管大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

○ 省令：物流統括管理者に関する規定

第8条 法第47条第1項第3号の主務省令で定める業務は、次のとおりとする。

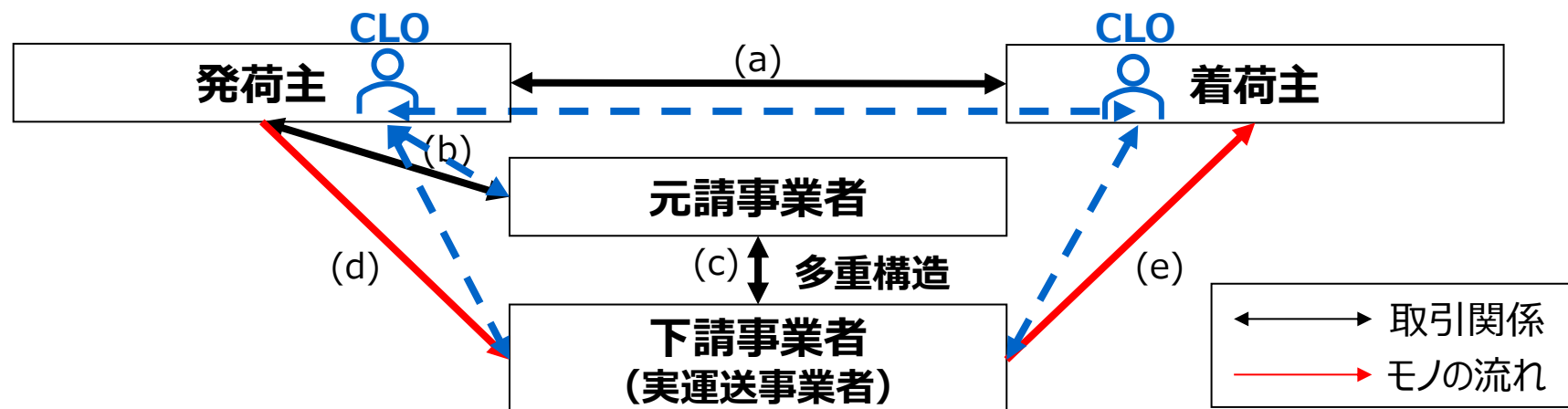
- 一 第10条の報告書の作成事務並びに法第50条第1項及び第2項の報告の作成事務に関すること。
→ 定期報告書（並びに報告徴収・立入り検査の報告）の作成
- 二 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のための開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送又は受渡しに係る業務に係る各部門間の連携体制の構築及び当該各部門の効率化に関する従業者の意識の向上に関すること。
→ 社内における物流に係る部署の統括と従業員の意識向上
- 三 特定荷主が管理する施設における効率化に関する情報処理システムその他の設備の維持及び新設、改造又は撤去並びに器具、設備、データ等の標準化に関する計画の作成、実施及び評価に関すること。
→ 物流に関する設備等の更新や標準化に向けた計画の作成
- 四 効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整に関すること。
→ 社外における物流における関係者との連携及び調整

※ 物流統括管理者は特定荷主に指定された事業者において1名選任する（ホールディングスやグループ企業等からの選任は行えない。ただし、兼任で複数事業者の物流統括管理者となることは可能）。

※ 特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた場合は、同じ者を物流統括管理者として選任する。

(補足 4) 物流統括管理者の役割

- 物流とは、「荷主－荷主」「荷主－物流事業者」の間の「**関係**」から創発。
- CLOは、「荷主－荷主」「荷主－物流事業者」の間の「**関係**」をつなぐ「**外交**」の責任者



対象	類型	輸送に係る課題
(a) 発荷主－着荷主	受発注	・納品時間（リードタイム）、受注×時間による無理な配送依頼 ・受発注の波動による需要偏在 ・(e) で発生した事由の処理
(b) 発荷主－元請事業者	運送契約	・取引適正化（運賃・料金等） ・その他安全な輸送を妨げる行為 ・(d)(e)で発生した事由の処理
(c) 元請事業者－下請事業者	下請契約	・取引適正化（運賃・料金等） ・(d)(e)で発生した事由の処理
(d) 発荷主－下請事業者	荷積み	・長時間の荷積み待ち ・契約にない附帯作業
(e) 下請事業者－着荷主	輸送、荷卸し	・取引関係にない着荷主の指示 ・長時間の荷卸し待ち ・契約にない附帯作業

(補足 5) 中長期計画・定期報告の提出

<中長期計画・定期報告の記載内容>

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) 実施**時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況** (チェックリスト形式)
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況** (自由記述)
 - (3) **荷待ち時間等**の状況
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

Q. 様々な事業を扱っているが、全てについて中長期計画を作成するのか。

→ 主要な、又は課題のある取扱貨物、施設、時期等に重点化した記載として構いません。

Q. 「常に満載である」「常に荷待ち時間はない」など問題が無い場合、中長期計画には何を書くのか。

→ 既に十分に効率化が図られている場合は今後もその状態の継続に努める、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合等には今後も必要な対策を継続するといった目標を記載してください。

Q. 中長期計画の参考情報には何を書くのか。

→ 物流効率化の取組に関わる上位の計画（自社の経営計画や業界の自主行動計画など）を書くほか、関係企業との物流効率化に向けた連携に係る交渉状況などを記載できます。（特に、事業特性や取引先の協力が取組の制約となっている状況の説明等にご活用ください。）

Q. 荷待ち時間等の計測が困難な場合は、どうしたらよいか。

→ 受付簿等に基づく集計も可能ですが、トラック予約受付システムやデジタコの**データを活用した荷待ち時間等の集計**が効率的です（補助事業の活用が可能な場合もあります）。

(補足 5) 荷主が管理する施設

(荷主の努力義務)

- 第四十二条 第一種荷主は、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を委託する場合（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行うことを委託する場合を除く。）には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 一 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時までの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せその他の措置により、その雇用する運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量を増加させることができるよう、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定すること。
 - 二 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定するに当たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。
 - 三 運転者に荷役等を行わせる場合にあつては、パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具（貨物自動車に積み込むものに限る。第三項において同じ。）を運転者が利用できるようにする措置その他の運転者の荷役等を省力化する措置
- 2 前項の規定により第一種荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあつては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあつては次に掲げる施設におけるものに限られるものとする。
- 一 当該第一種荷主が管理する施設
 - 二 当該第一種荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設
- ※第二種荷主についても同様の規定

○解説書

上記の努力義務について、荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあつては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあつては次に掲げる施設におけるものとされています。

(i) 当該荷主が管理する施設

(荷主が所有又は賃借する施設をいう。3 PLを含む物流事業者にその運営等を委託しているものを含む。以下同じ。)

(ii) 当該荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

※また、後述の判断基準第5条第6号において、荷主は関係事業者との連携を図るよう配慮することが規定されており、当該荷主以外が管理する施設等における荷待ち時間等の短縮のために、関係事業者等と連携・協力することが必要となる場合があります。

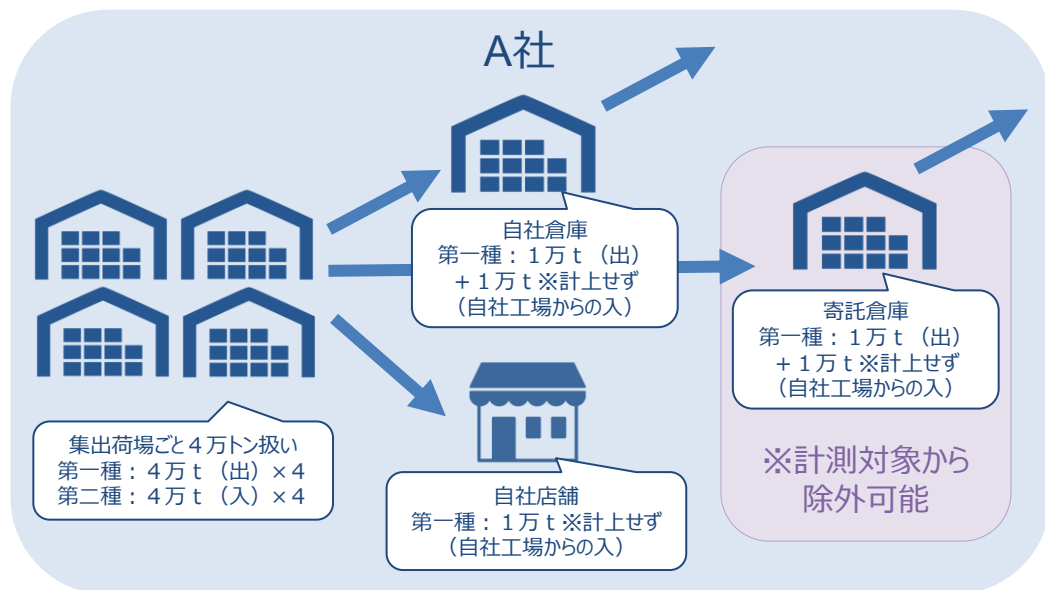
(補足5) 定期報告

- 判断基準の取組状況は、全ての施設・運行が対象（一部の項目は寄託先を除く／寄託先のみについて回答）。
- 荷待ち時間等の計測結果は、①対象のサンプリング及び②報告省略が可能。

① サンプリングの最低値

- ・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設 又は 実態を把握すべき施設
- ・対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（各四半期中最も売上金額が低い月は対象外）
- ・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

② 報告省略の対象：荷待ち時間等が1時間未満 又は 業種特性により荷役等時間の短縮が困難



➡ 特定第一種荷主として18万t 取扱い／サンプリングは8.5万t 把握
特定第二種荷主として16万t 取扱い／サンプリングは8万t 把握
※重量の大きい順でなくとも、改善のために実態把握が必要な施設を選択可

○判断基準の取組状況

- ・一部の項目（施設・設備・人員や受渡し日時指定関連）は、寄託先が対象外
- ・寄託先との連携の項目は、寄託先のみが対象

○荷待ち時間等の計測結果（サンプリング）

- ・寄託先（計測には契約変更が必要）や共同配送施設（荷待ち等の責任が不明確）等は母数から除いてよい
- ・第一種荷主、第二種荷主それぞれで取扱貨物重量の半分程度を把握するようにサンプリング。
例：特定第一種荷主として集出荷場2件(出)＋自社倉庫
特定第二種荷主として集出荷場2件(入)
- ・第一種荷主、第二種荷主の運行が分けられない場合は、両者の平均時間を報告することも可能。